

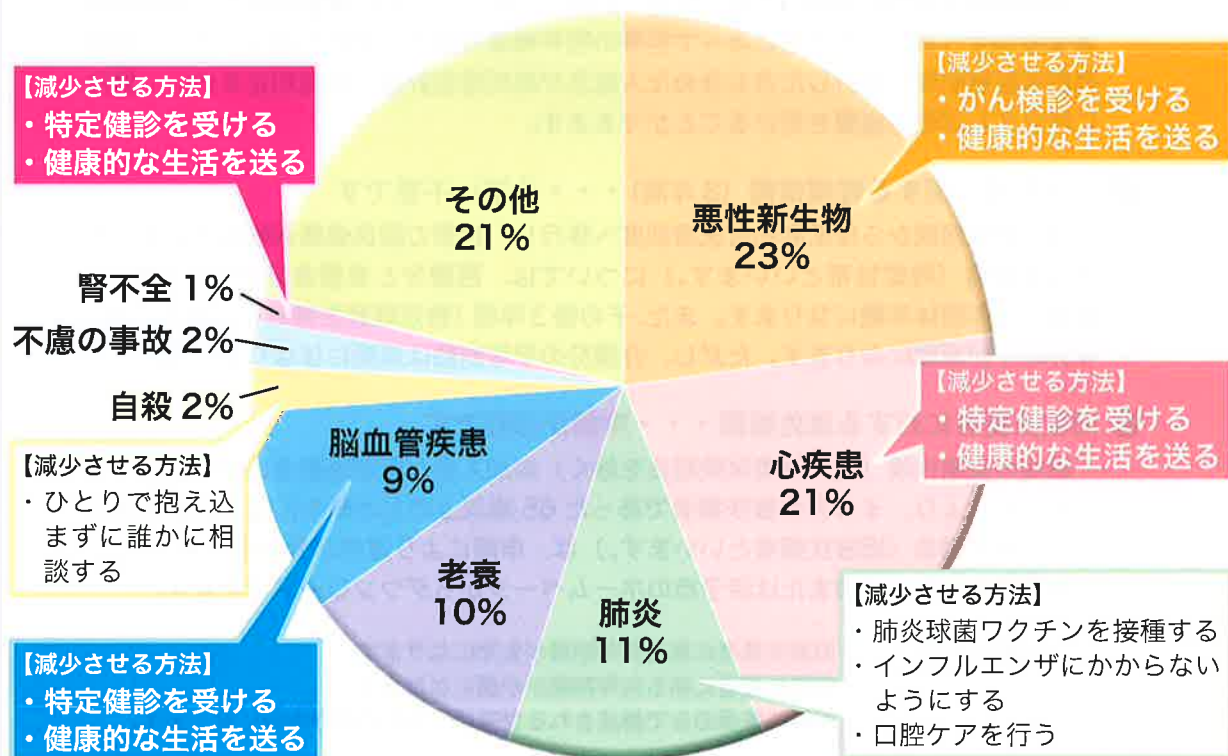
伊予市の
特定健診の受診率は **県内下位** です。 **27.8%** 平成29年度

40 歳以上の皆さん、自分のため、家族の安心のため

特定健診 を受けましょう！



伊予市民の死亡原因とそれを減少させる方法



(平成 26 年度愛媛県保健統計から)



生活習慣病が原因のがん・心疾患・脳血管疾患の死亡が上位を占めています。生活習慣病を予防し、健康的な生活を送るため、年に1回は必ず、**特定健診**を受けましょう。

健康寿命を延ばすのは、あなた次第です！

健診の申し込みは

伊予市保健センターへ

☎ **089-982-2727**

● 健診日程は、広報に毎月掲載しています。

平成
30年度

国民健康保険税

のお知らせ

国民健康保険税は大事な財源です

国民健康保険は、加入者のみなさまが保険税を出し合い、病気やけがなどで病院等にかかったときや、出産または高額な療養費の払戻しなどの場合に、必要な保険給付を受ける相互扶助の制度です。保険税は、この制度を維持していくうえで大切な財源になっていますので、納期までに必ず納付をお願いします。



国民健康保険税の税率

	医 療 分		後期高齢者医療制度支援金分		介護分 (40～64 歳)	
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
所得割額	10.5%	7.7%	2.7%	変更なし	2.1%	2.3%
均等割額	29,000円	23,000円	6,550円	8,300円	6,740円	8,600円
平等割額	28,500円	25,500円	6,550円	9,200円	5,560円	6,500円
課税限度額	54万円	58万円	19万円	変更なし	16万円	変更なし

国民健康保険税の計算方法 (一世帯当たり)

医療分 (限度額 58万円)	=	所得割額 課税所得金額×7.7%	+	均等割額 23,000円×加入者数	+	平等割額 25,500円
後期高齢者医療制度支援金分 (限度額 19万円)	=	所得割額 課税所得金額×2.7%	+	均等割額 8,300円×加入者数	+	平等割額 9,200円
介護分 (限度額 16万円)	=	所得割額 課税所得金額×2.3%	+	均等割額 8,600円×対象者数	+	平等割額 6,500円

※課税所得金額とは、加入者の平成 29 年分(平成 29 年 1 月から 12 月)の総所得金額等から、基礎控除 33 万円を差し引いた額です。

国民健康保険税 = 医療分 + 後期高齢者医療制度支援金分 + 介護分

医療分	医療費等の給付にあてられる保険税 (加入者全員)	所得割額	加入者の所得に応じて計算
後期高齢者医療制度支援金分	後期高齢者医療制度を支援する保険税 (加入者全員)	均等割額	世帯内の加入者数に応じて計算
介護分	介護保険制度を支える保険税 (40 歳から 64 歳までの方)	平等割額	一世帯ごとに計算
		課税限度額	課税額の上限

国民健康保険税は加入者が属する世帯の世帯主に課税されます

世帯主が、職場等の健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている場合でも、世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。

年度の途中で国民健康保険へ加入・脱退したときは月割りで計算します

● 年度途中で加入した場合の国民健康保険税

国民健康保険税額 = 年間保険税 ÷ 12 月 × 加入した月から 3 月までの月数

● 年度途中で脱退した場合の国民健康保険税

国民健康保険税額 = 年間保険税 ÷ 12 月 × 加入した月から脱退した月の前月までの月数

退職等により国民健康保険に加入する場合や、会社の健康保険に加入して国民健康保険を脱退する場合には、異動日から 14 日以内に届出が必要です。

(届出の方法については市民課国保担当へお問い合わせください。)

納付方法について

特別徴収

次の①～③の条件に全て該当する方は、原則、偶数月（年 6 回）に支払われる年金から天引きにより納めていただきます。納付方法は、4・6・8 月に前年度の 2 月の徴収額と同額を仮で徴収（仮徴収）し、10・12・2 月に今年度の年税額から仮徴収額を差し引いた額を按分して徴収（本徴収）します。

ただし、世帯主が 75 歳に到達する年度は、普通徴収に切り替わります。

- ① 加入者の年齢が 65 歳から 75 歳未満で構成されている世帯の世帯主（他の健康保険、後期高齢者医療に加入している世帯主を除く）
- ② 特別徴収の対象となる年金（障害年金、遺族年金を含む）の年額が 18 万円以上
- ③ 介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）対象者で、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の 2 分の 1 を超えない

※ 複数の年金を受給されている場合は、年金種別などにより決められた優先順位で、天引きの対象とする年金を決めることになっています。

普通徴収

年税額を 7 月から翌年 3 月までの 9 回に分けて、納付書または口座振替により納めていただきます。税額決定前の 4 月から 6 月までは、支払月ではありません。

納期について

年	平成 30 年									平成 31 年		
月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
特別徴収	仮徴収		仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収	
普通徴収				1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
(納期限)				7 月 31 日	8 月 31 日	10 月 1 日	10 月 31 日	11 月 30 日	12 月 25 日	1 月 31 日	2 月 28 日	4 月 1 日
(口座振替日)				7 月 27 日	8 月 27 日	9 月 27 日	10 月 29 日	11 月 27 日	12 月 25 日	1 月 28 日	2 月 27 日	3 月 27 日

国民健康保険税の軽減制度について

- 1 世帯主及び世帯の国民健康保険加入者の前年所得が基準額以下の場合、国民健康保険税の均等割額及び平等割額が（7 割・5 割・2 割）軽減されます。

軽減判定基準額の求め方

軽 減 割 合	基 準 額
7 割 軽 減	330,000 円
5 割 軽 減	国保加入者数 × 275,000 円 + 330,000 円
2 割 軽 減	国保加入者数 × 500,000 円 + 330,000 円

- 2 後期高齢者医療制度への移行に伴う緩和措置が適用されます。

● 軽減判定についての措置・・・申請は不要です

国民健康保険税の軽減（7 割・5 割・2 割）に関して、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことによって世帯の国民健康保険加入者数が減少しても、後期高齢者医療制度へ移行した方も含めた人数及び総所得合計額で軽減判定を行い、要件に該当すれば軽減措置を受けることができます。

● 平等割額に関する軽減措置（8 年間）・・・申請は不要です

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、世帯の国民健康保険加入者が 1 人となる場合（特定世帯といいます。）については、医療分と支援金分の平等割額が、最初の 5 年間は半額になります。また、その後 3 年間（特定継続世帯といいます。）は、4 分の 1 が減額になります。ただし、介護分の平等割額は減額にはなりません。

● 旧被扶養者に対する減免措置・・・申請が必要です

職場の健康保険（国民健康保険組合を除く）の加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その方の被扶養者であった 65 歳以上の方が新たに国民健康保険に加入された場合（旧被扶養者といいます。）は、申請により減免が受けられます。

申請書は税務課窓口または伊予市のホームページからダウンロードできます。

減免の内容

- 旧被扶養者に係る所得割額が免除になります。
- 旧被扶養者に係る均等割額が半額になります。
- 旧被扶養者のみで構成される世帯は、平等割額が半額になります。

- 3 非自発的失業に対する軽減措置・・・申請が必要です

倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や、雇止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

対象条件：次のすべてに該当する人

- 離職日に 65 歳未満の方
- 雇用保険受給資格者証の離職理由コード番号が「11. 12. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34」であること
- 手続きに必要なもの
(雇用保険受給資格者証（原本）、マイナンバーが分かるもの、国民健康保険被保険者証)

お問い合わせ先

伊予市役所 税務課(国保税担当) TEL (代表) 089-982-1111 (直通) 089-982-1114

国保にご加入のみなさまへ

高額療養費制度

のお知らせ



平成30年8月から、70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が下記のように変更になります。

なお、70歳以上の低所得の方、70歳未満の方の自己負担限度額に変更はありません。

70歳以上の方の自己負担限度額（月額）

平成30年7月まで

所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み 所得者	57,600円	80,100円+ (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回該当: 44,400円 ^{※3} 〉
一般	14,000円 (年間上限 14.4万円 ^{※1})	57,600円 〈多数回該当: 44,400円 ^{※3} 〉
低所得	Ⅱ 8,000円	24,600円 Ⅰ 15,000円

平成30年8月から

所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並みⅢ 課税所得 690万円以上	252,600円+ (総医療費 - 842,000円) × 1% 〈多数回該当: 140,100円 ^{※3} 〉	
現役並みⅡ 課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円+ (総医療費 - 558,000円) × 1% ^{※4} 〈多数回該当: 93,000円 ^{※3} 〉	
現役並みⅠ 課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円+ (総医療費 - 267,000円) × 1% ^{※4} 〈多数回該当: 44,400円 ^{※3} 〉	
一般 ^{※2} 課税所得 145万円未満	18,000円 (年間上限 14.4万円 ^{※1})	57,600円 〈多数回該当: 44,400円 ^{※3} 〉
低所得	Ⅱ 8,000円	24,600円 Ⅰ 15,000円

※1 8月から翌年7月までの1年間の自己負担限度額の上限となります。

※2 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※3 〈 〉内の金額は、過去12ヶ月間（1年間）に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額となります。

※4 現役並み所得区分Ⅰ・Ⅱの方は、窓口負担を当該区分の限度額までに抑えるには、限度額認定証の交付が必要となります。
● 75歳に到達する月は、誕生日前の国保制度と、誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額がそれぞれ本来の額の2分の1になります。（誕生日が月の1日の場合を除く）。

70歳未満の方の自己負担限度額（月額：世帯単位）

区 分	限度額（3回目まで）	限度額 （4回目以降）
ア 旧ただし書所得 901万円超	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ 旧ただし書所得 600万円超 901万円以下	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ 旧ただし書所得 210万円超 600万円以下	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ 旧ただし書所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※旧ただし書所得＝総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額。

お問い合わせ先 伊予市役所 市民課 TEL 089-982-1113（直通）

平成29年度
一人当たり財政効果額等の状況(市町村)

	平成29年度				平成28年度				(再掲)退職被保険者等							
	一人当たり財政効果額			財政効果率 (%)	一人当たり財政効果額			財政効果率 (%)	平成29年度			財政効果率 (%)	平成28年度			財政効果率 (%)
	過誤	返納金等	計		過誤	返納金等	計		過誤	返納金等	計		過誤	返納金等	計	
	調整分(円)	調定分(円)	(円)		調整分(円)	調定分(円)	(円)		調整分(円)	調定分(円)	(円)		調整分(円)	調定分(円)	(円)	
1 北海道	1,510	475	1,986	0.61	1,613	432	2,045	0.64	7,138	543	7,681	1.84	4,160	216	4,375	1.13
2 青森県	1,200	309	1,509	0.54	1,270	307	1,577	0.59	1,197	755	1,953	0.61	1,796	267	2,064	0.70
3 岩手県	1,145	356	1,501	0.51	1,304	269	1,573	0.55	1,234	272	1,506	0.51	2,038	224	2,262	0.75
4 宮城県	1,241	235	1,475	0.48	1,509	166	1,675	0.56	1,270	180	1,450	0.41	1,122	57	1,179	0.34
5 秋田県	1,334	250	1,583	0.48	2,134	313	2,447	0.81	1,627	752	2,379	0.72	1,921	12	1,933	0.57
6 山形県	2,136	2,558	4,695	1.51	1,846	129	1,976	0.65	2,373	1,861	4,235	1.26	1,836	284	2,120	0.66
7 福島県	1,809	484	2,293	0.78	1,988	413	2,400	0.84	2,117	1,808	3,926	1.11	1,732	1,182	2,914	0.91
8 茨城県	1,343	338	1,680	0.65	1,333	263	1,595	0.64	2,214	1,291	3,505	1.13	2,260	484	2,744	0.96
9 栃木県	1,333	193	1,526	0.60	1,384	181	1,565	0.63	7,513	28	7,542	2.47	4,342	498	4,841	1.40
10 群馬県	1,725	261	1,985	0.75	1,823	240	2,063	0.79	3,554	157	3,712	1.18	2,739	121	2,860	0.99
11 埼玉県	1,558	209	1,767	0.65	1,469	163	1,633	0.61	4,328	199	4,527	1.31	3,380	155	3,535	1.11
12 千葉県	1,133	463	1,596	0.59	1,181	247	1,428	0.54	2,280	1,102	3,382	0.98	2,408	163	2,570	0.81
13 東京都	1,859	345	2,204	0.87	1,629	256	1,884	0.76	2,691	527	3,219	0.95	1,783	255	2,038	0.63
14 神奈川県	1,452	545	1,996	0.70	1,305	413	1,719	0.62	6,174	497	6,671	1.59	3,901	206	4,107	1.21
15 新潟県	1,067	682	1,750	0.57	1,298	621	1,919	0.64	802	866	1,668	0.5	928	1,135	2,063	0.66
16 富山県	1,754	381	2,135	0.67	1,501	303	1,803	0.58	5,892	96	5,988	1.83	3,071	120	3,192	0.99
17 石川県	1,796	490	2,285	0.67	1,650	423	2,073	0.62	3,253	959	4,212	1.09	3,679	294	3,973	1.05
18 福井県	1,866	209	2,075	0.62	2,113	308	2,420	0.74	3,309	228	3,537	0.96	3,945	574	4,519	1.31
19 山梨県	1,442	482	1,925	0.68	1,388	483	1,871	0.68	4,267	391	4,657	1.49	5,334	370	5,703	1.93
20 長野県	1,210	368	1,579	0.54	1,441	372	1,813	0.63	3,761	146	3,907	1.15	7,067	149	7,217	2.24
21 岐阜県	1,249	508	1,757	0.59	1,225	309	1,534	0.53	1,080	59	1,139	0.33	1,416	237	1,653	0.51
22 静岡県	1,146	388	1,534	0.53	1,109	371	1,480	0.52	2,407	1,582	3,989	1.04	1,146	634	1,780	0.54
23 愛知県	1,357	500	1,857	0.74	1,151	454	1,604	0.65	2,576	1,302	3,878	0.85	2,145	882	3,027	0.95
24 三重県	1,567	412	1,980	0.63	1,400	318	1,718	0.57	5,196	962	6,158	1.73	3,451	284	3,735	1.15
25 滋賀県	1,574	266	1,839	0.60	1,775	365	2,139	0.72	4,197	262	4,459	1.25	7,841	1,304	9,145	2.76
26 京都府	1,395	563	1,958	0.64	2,113	374	2,488	0.82	8,694	415	9,109	2.33	4,242	240	4,482	2.07
27 大阪府	2,368	466	2,833	0.93	2,432	585	3,018	1.01	5,392	936	6,327	1.66	3,845	494	4,339	1.23
28 兵庫県	1,258	397	1,656	0.53	1,247	352	1,599	0.52	1,335	283	1,617	0.42	1,354	926	2,280	0.63
29 奈良県	1,615	274	1,889	0.64	1,389	315	1,704	0.60	4,244	653	4,897	1.51	3,637	142	3,779	1.19
30 和歌山県	1,602	154	1,757	0.58	1,780	455	2,235	0.75	3,985	290	4,275	1.34	5,175	513	5,688	1.67
31 鳥取県	789	517	1,306	0.40	996	801	1,797	0.57	1,869	412	2,281	0.72	2,593	85	2,678	0.88
32 島根県	1,063	1,119	2,182	0.65	1,090	712	1,802	0.54	935	1,308	2,243	0.68	918	61	978	0.31
33 岡山県	1,703	884	2,587	0.75	1,609	553	2,161	0.66	5,103	3,669	8,772	2.23	2,254	910	3,164	0.88
34 広島県	1,408	387	1,795	0.59	1,591	413	2,003	0.67	1,907	179	2,086	0.58	3,447	191	3,638	1.10
35 山口県	1,502	408	1,910	0.51	1,198	314	1,512	0.42	1,764	462	2,226	0.55	966	251	1,217	0.33
36 徳島県	1,979	202	2,181	0.64	1,779	188	1,967	0.63	8,948	6	8,955	2.27	7,789	90	7,879	2.19
37 香川県	1,283	308	1,591	0.44	1,340	443	1,783	0.51	3,071	50	3,121	0.78	3,112	518	3,630	1.01
38 愛媛県	1,826	520	2,346	0.77	1,810	543	2,353	0.80	5,502	922	6,424	1.93	2,425	1,006	3,431	1.20
39 高知県	1,424	676	2,099	0.60	1,031	557	1,588	0.48	3,160	1,320	4,480	1.15	2,301	488	2,788	0.83
40 福岡県	1,989	597	2,586	0.83	1,842	550	2,392	0.77	4,130	626	4,757	1.15	3,270	333	3,602	0.95
41 佐賀県	1,575	367	1,942	0.56	1,680	541	2,221	0.62	5,124	121	5,245	1.28	4,614	717	5,331	1.28
42 長崎県	1,837	421	2,257	0.63	1,807	360	2,168	0.62	4,856	303	5,158	1.25	7,159	859	8,018	2.04
43 熊本県	1,692	246	1,938	0.56	1,535	201	1,736	0.53	5,333	106	5,438	1.38	5,834	262	6,097	1.67
44 大分県	1,585	468	2,053	0.56	1,619	376	1,995	0.56	1,758	873	2,631	0.61	2,107	152	2,260	0.62
45 宮崎県	2,153	672	2,825	0.89	2,025	641	2,666	0.85	5,519	1,341	6,860	1.98	3,814	482	4,296	1.28
46 鹿児島県	1,987	353	2,340	0.67	1,837	376	2,214	0.71	3,638	150	3,788	1.06	3,308	245	3,552	1.08
47 沖縄県	2,981	1,084	4,065	1.51	2,648	1,161	3,809	1.48	6,951	2,228	9,180	1.91	7,130	1,102	8,232	2.16
計	1,602	449	2,051	0.70	1,575	380	1,955	0.68	3,672	719	4,391	1.20	3,085	430	3,515	1.06

表2-4 審査年月別効果額

		審査年月												総計
		平成30年3月	平成30年4月	平成30年5月	平成30年6月	平成30年7月	平成30年8月	平成30年9月	平成30年10月	平成30年11月	平成30年12月	平成31年1月	平成31年2月	
効果額 (円)	保険者負担相当額							60,990	61,238	77,183	92,434	111,438	92,895	496,178
	患者負担相当額							20,507	19,159	26,494	32,154	37,605	32,972	168,891
	計	0	0	0	0	0	0	81,497	80,397	103,677	124,588	149,043	125,867	665,069

図2-6. 審査年月別効果額(円)

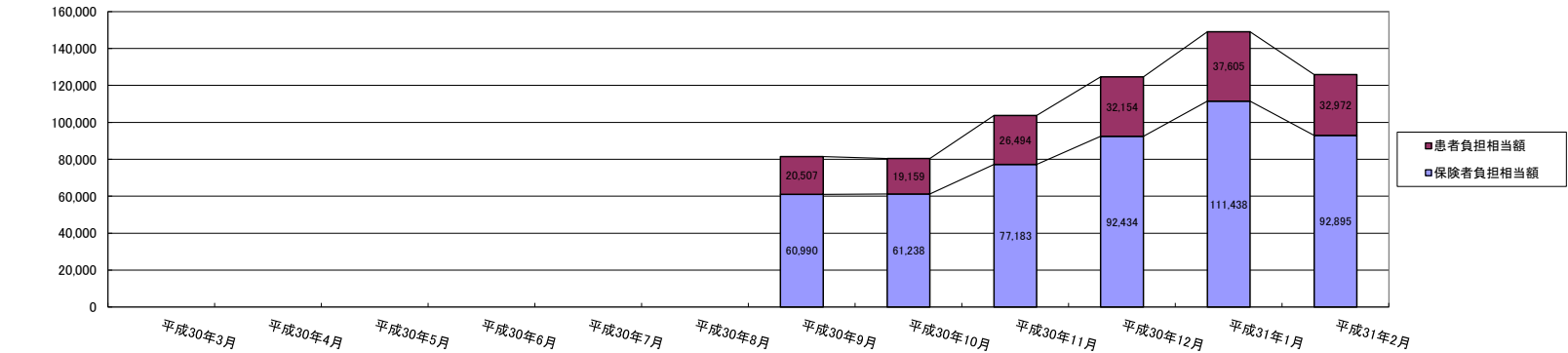


表2-5 審査年月別男女別切替人数

		審査年月												総計
		平成30年3月	平成30年4月	平成30年5月	平成30年6月	平成30年7月	平成30年8月	平成30年9月	平成30年10月	平成30年11月	平成30年12月	平成31年1月	平成31年2月	
切替人数 (人)	男性	0	0	0	0	0	0	18	23	33	40	46	48	208
	女性	0	0	0	0	0	0	11	24	32	41	44	49	201
	計	0	0	0	0	0	0	29	47	65	81	90	97	409
切替割合 (%)	男性							5.7%	7.3%	10.5%	12.7%	14.6%	15.2%	-
	女性							2.8%	6.0%	8.1%	10.3%	11.1%	12.3%	-
	計							4.1%	6.6%	9.1%	11.4%	12.6%	13.6%	-

図2-7. 審査年月別切替人数(人)、切替割合(%)

